

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註B) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ルワンダ	第二次変電及び配電網整備計画 のための贈与に関する日本国政府 とルワンダ共和国政府との間の 交換公文	第二次変電及び配電網整備計画を実施するために必要な 生産物及び役務の購入	2,219,000千円 H13.2.28まで	H28.3.8 キガリで (同日)	日本側 坂本登三雄在ルワ ンダ臨時代理大使 ルワンダ側 クラファエール ・ガテラ財務・経済計画 大臣	H28.4.1 94号
ルワンダ	ルワンダ共和国政府に対する贈 与に関する日本国政府とルワン ダ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H28.9.8 キガリで (同日)	日本側 宮下孝之在ルワ ンダ大使 ルワンダ側 クラファエール ・ガテラ財務・経済計画 大臣	H28.9.27 363号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。